

下級裁判所裁判官指名諮問委員会（第73回）議事要旨

（下級裁判所裁判官指名諮問委員会庶務）

1 日時

平成28年2月19日（金） 13：30～16：45

2 場所

最高裁判所中会議室

3 出席者

（委員）伊藤眞，稲川龍也，井上弘通，岩井重一，北村節子，瀧澤泉，田中成明
（委員長），中田裕康，平木典子，明賀英樹（敬称略）

（庶務）中村総務局長，門田審議官，清藤総務局第一課長

（説明者）堀田人事局長，板津人事局任用課長

4 議題

（1）協議

- ・ 平成28年下半期の判事補から判事への任命候補者及び判事の再任候補者等について
- ・ 平成28年4月期の出向からの復帰候補者について
- ・ 平成28年10月期の弁護士任官候補者について
- ・ その他

（2）次回の予定について

5 議事

（1）協議

庶務から，前回の委員会以後の経過として，平成28年1月の新任判事補候補者についての最高裁判所における審議結果が報告された。

また，最高裁判所から，平成28年10月期の弁護士任官候補者，平成28

年4月期の出向からの復帰候補者，平成28年下半期の判事補から判事への任命候補者及び判事の再任候補者，平成28年4月に出向先から判事補に復帰した後，10月に判事の任命資格を取得する者について，それぞれその指名の適否について諮問を受けたことが報告された。

- ・ 平成28年下半期の判事補から判事への任命候補者及び判事の再任候補者等について

庶務から，2月12日（金）午前10時から作業部会を開催したことが説明され，作業部会長である伊藤委員から，作業部会の検討結果について報告がされた。

作業部会の検討結果を踏まえて重点審議者について審議し，決定した。

そして，今後の手続として，速やかに，所管の地域委員会に指名候補者の名簿と略歴を提供するとともに，重点審議者とされた指名候補者については，これに所長等が作成した報告書を添付して，6月14日（火）までに情報収集の上，その結果を報告するよう要請する，地域委員会による重点審議者に関する情報収集の方法については，これまでと同様の方法による，具体的には，指名候補者の現任庁に対応する検察庁及び弁護士会に指名候補者の名簿を提供し，所属の検察官又は弁護士が，指名候補者の指名の適否に関する特段の情報を有する場合には，一定の期間，所属の各個人から，地域委員会が直接その有する情報を受け付けることを連絡し，検察官又は弁護士への周知を依頼する方法により行うこととされた。

また，4月に出向から復帰した後，10月に判事の任命資格を取得する者については，諮問時には出向中であり，現任庁はないことになるが，外部情報収集を行う時間的余裕がないわけではないことから，第42回の当委員会で定めたとおり，出向前の勤務庁を所管する地域委員会に対し周知依頼等をするのが適当とされ，また，4月には裁判所に復帰予定であるが，復帰した庁を所管する地域委員会に対し周知依頼等をして，締切日までの勤務実績が乏しく，適切な情報が寄せられる可能性が極めて乏しいことから，復帰庁

を所管する地域委員会に対する周知依頼等を行わないものとされた。

なお、再任希望者等に関する情報収集の在り方については、後記のとおり、議論が行われた。その結果、現状において、地域委員会により収集されている外部情報が量的に不足していて再任の適否の判断に支障を来しているところはなく、地域委員会による情報収集の範囲を変更する必要はないことが確認されたことから、上記のとおり、これまでと同様の情報収集の方法が決められた。さらに、裁判官の職権の独立に対する影響、プライバシーへの配慮、適格性に疑義が生じない情報を広く収集するという観点に照らすと、検察庁や弁護士会による情報の取りまとめは相当ではなく、所属する各個人から直接地域委員会に情報を提供してもらう必要があることが改めて確認され、特に弁護士会による取りまとめや段階評価式アンケートによる情報収集が依然として繰り返されていることは問題であり、今後はこうしたことがなくなるよう、当委員会の考え方の周知をこれまで以上に徹底し、制度についての理解を深めるための方策を執るよう要請することとされた。その上で、それらの実施状況なども踏まえながら、制度をより良くする観点から、今まで積み上げてきたところについて何か制度的な欠陥があるのかどうかを、もう少し時間をかけて考えていくこととされた。

・ 平成28年4月期の出向からの復帰候補者について

裁判官から出向している7人について、候補者の略歴、出向先から得た候補者の執務状況等を基に、判事に任命されるべき者として指名することの適否について審議され、審議の結果、いずれの者についても指名することが適当であると最高裁判所に答申することとされた。

・ 平成28年10月期の弁護士任官候補者について

庶務から、以下のとおり説明がされた。

弁護士任官候補者に関する情報収集の在り方については、これまで、弁護士任官希望者に関する的確な情報が十分に収集できているとはいえ、調停官を経由した弁護士任官の推進等、早い段階からの的確な情報を収集するため

の方法を今後とも継続的に検討していく必要があるが、弁護士任官希望者側の事情に配慮し、当面は、全ての弁護士に任官希望者の名簿を示して情報提供の依頼をすることはせず、担当事件リスト記載の相手方代理人及び事情を知る者として候補者本人に挙げてもらった人から情報収集することとされてきた。他方、裁判官及び検察官からの情報収集に関しては、任官希望者が所属する弁護士会に対応する裁判所及び検察庁に対し、任官希望者の名簿及び担当事件リストを提示し、所属する裁判官及び検察官に対し、任官希望者の指名の適否に関する情報があれば、これを地域委員会に提供してもらうよう周知依頼することとされてきた。なお、任官希望者が調停官となっている場合には、調停官として執務している状況に関する報告書が最高裁判所から提出される旨の説明がなされた。

庶務からの説明を受けて、今回の弁護士任官候補者に関する情報収集の在り方について審議した結果、地域委員会による弁護士等からの情報収集の方法、裁判官及び検察官からの情報収集の方法のいずれについても、従来と同様の方法によることとされ、庶務から、速やかに、所管の地域委員会に対し、6月14日（火）までに情報収集の上、その結果を当委員会に報告するよう要請することとされた。

- ・ 再任希望者等に関する情報収集の在り方をめぐる協議（■：委員長，○：委員，●庶務，▲：説明者）
 - ：委員から問題提起のご趣旨をうかがいたい。
 - ：再任に関する情報収集について、今がおかしいというわけではないが、より良く判断できるような運用にしたいという問題意識からの提案である。

まず、外部情報の現状であるが、私がここ4年ほどについて確認した限り、上半期と下半期で少し違うものの、大きく言えば減少傾向にあり、指名候補者1人につき上半期が0.8通程度、下半期が0.5通程度となっている。内容としては、ほぼ3分の2が積極又は特に問題はないとする情報、ほぼ3分の1が消極ということかと思われる。また、情報収集の範囲

について、地域委員会としては現在の運用が支持されているものの、地域委員個人からは、平成26年11月の大阪地域委員会では大阪高裁管内に広げるべきとの意見が出されており、同年8月及び11月の仙台地域委員会や平成27年9月の福岡地域委員会でもこれと同じ趣旨の意見が出されている。いずれも、より多くの意味のある適・不適に関する情報を集めるのが望ましいというものである。一方、内部評価については、10年間の蓄積ということで意味があるものの、単独事件、特に右陪席や家裁等の対応について評価することが難しいという面があり、過去の例に照らしても内部評価だけではカバーしきれない面がある。外部情報は、一番裁判官の質が現れやすい法廷や和解で接した対応を生々の情報として提供できるもので、同じ方向での対応が複数寄せられると、裁判官の当事者への対応が把握しやすく、こういう外部情報を集めるとというのがこの委員会の大きな意義である。ただ、外部情報は、個別案件に関する情報のためその価値に差があり、主観的な要素が入ることから、ある程度の量を集めないと判断しにくいという面がある。ところが、現在の情報の量は先ほど述べたとおりあまりに少なく、特に重点審議者など問題点があると指摘されている候補者についても情報が提供されないことが多いので、意味のある外部情報を集めるシステムを作る必要がある。量が少ない原因については、制度の意義について周知が不足していること、3年程度で転勤する裁判官が多く情報を出しにくいこと、裁判官と接する機会が多いため情報を出しやすいと思われる小規模なところも、九州以外は情報提供が少ないこと（情報を提供したことを当該裁判官に知られるという誤解などがあるようだが、これも周知不足かと思う。）が考えられる。

そこで、より多くの意味がある適・不適に関する情報を集める視点と方法についての提案であるが、一つは周知方法であり、指名諮問委員会や地域委員会がこの制度の意義や外部情報の重要性について説明する機会を持つことや、委員会の意義について弁護士会会報へ掲載してもらうことが考

えられる。それから情報収集の範囲を高裁管内に広げることであり、地裁右陪席と高裁左陪席、地裁部総括と高裁右陪席は、経験年数の違いはあまりないのに情報収集の範囲に違いがあるが、20年目、30年目で同一高裁管内で複数回担当となるケースが結構あり、その場合は結構情報が出しやすくなるので、高裁管内に広げるのは意味があると思う。また、高裁の陪席については、ここ数年を見ても、高裁の部総括と比べて外部情報提供の比率が非常に低く、ただ低いなりに情報が出ているのは、高裁所属であることから高裁管内で情報収集が行われたところ、前任庁がたまたまその管内の地裁や家裁であり、そのときの情報がある程度寄せられたことによるものであった。地裁の執行・保全担当裁判官や家事担当裁判官などについても情報提供が難しく、これらの部署にいる裁判官への対応として、何らかの工夫をしなければならないのではないか。さらに、その年の4月又はその後に現任庁へ異動したばかりの候補者については、接する機会が少なく、適・不適の情報を提供するのほとんど不可能となる。平成26年11月の大阪地域委員会における地域委員の意見を受けて私が確認したところ、同管内における4月及び6月に異動して来たばかりの候補者への情報量は、同管内の他の候補者と比べると、非常に少なかった。

最後に裁判官独立との関係であるが、司法権の独立は公権力との関係で問題となるものであり、弁護士や検察官が事件を担当した裁判官について当委員会に情報を提供し、当委員会の判断で適・不適を判断する一資料として考慮することは何ら裁判官の独立を害することにならない。

■：それでは現状の情報の量や質に問題や支障がないかどうかについて、ご意見をうかがいたい。

○：情報収集の範囲を問題にされているが、これまではこの点あまり問題になっていなかったところ、今回問題として取り上げるということか。

○：今回、地域委員会の委員から、高裁管内に広げるべきという情報収集の範囲に関する問題提起があり、高裁陪席や家裁の問題は私が確認したところ

から問題意識を持ったものであり、情報収集の範囲を広げるのは一つの方策である。ただ、それが全てとと思っているわけではなく、弁護士会での周知の問題として、この指名諮問委員会の制度と、毎年的人事評価制度と、弁護士会独自でやっているものの違いがきちんと理解されていないという問題が、別の問題としてあると思われる。

○：その弁護士会の周知の問題と弁護士の意識の問題が一番大きいのではないか。

○：今の一番の問題は、おそらくそちらのほうで、情報収集の範囲の問題もあるが、弁護士への周知と弁護士の意識を変えないと、単に範囲を広げるだけでは情報が増えるとは思われない。これは弁護士会としてきちんと取り組まなければならない問題で、そこを変えることは重要だと思う。

○：外部情報が多ければいいというものではない。当委員会における再任の判断は、長い間経年的に集積された内部評価と、それを補うものとして比較的新しい部分について収集した外部情報とを組み合わせで行っている。外部情報は、幅広に聞くほうが情報が多いからよいということで聞いているのではなく、内部情報だけでは分からないこともあるかもしれないから考慮するということだったと思う。重点審議者について情報が少ないことを問題にされているようにも思われるが、重点審議者については、内部評価で指摘された点について、外部情報もあるかもしれないから情報収集するのであり、情報が出なければそういうものとして判断するのであって、仮に外部情報が少ないからもっと出せということになると、重点審議者にする事自体が一種のレッテルを貼ることになり、制度趣旨と違ってくる。現任庁の在任期間が短い場合については、既に具体的に議論されて一つの基準が取りまとめられ、それを前提に、例えば8月異動の場合については個別に検討し、柔軟に対応する例を作った。このように大きな枠組みの中で具体的に検討し、基準を積み重ねていったことが、この委員会の安定性というか、信頼感を得る重要な要素となっている。それをしょっちゅう基

準や運用を変えらるとなるとこの委員会の在り方に対する信頼を失いかねないし、制度との関係でも適切でない。

○：これまでの例から見ても、訴訟当事者など外部から何らかの情報提供があつて、所長がその都度指導しているように理解できる。内部の人事評価制度で訴訟当事者からの情報も反映されているのであれば、そういう形で意見を言った訴訟当事者は、改めて意見は言う必要はないということで済んでいる場合もあるかもしれない、指名諮問委員会への情報が少ないのを問題にするのはいかがかという感じがする。今の制度でうまく機能しているなら、これ以上何か付け加えて、不安定にすることに意味はない。

○：今の発言の前提となっている人事評価制度の運用の実情についてご紹介しますと、所長の下には、日常的に当事者等から手紙なども来るし、それ以外にも弁護士と話す機会があり、日常的に裁判官に関する外部からの情報が集まってくる。そうした情報をもとに面談をし、人事評価をしている。

▲：人事評価の仕組みとしては、まず所長が日常的に行っている多角的な非定型の情報収集があり、所長へ直接入る情報のほか、書記官が入手した当事者からの苦情の情報も所長に入ってくる。それに加えて、人事評価の外部情報窓口を各裁判所の総務課に設けており、当事者、弁護士含めて外部からの情報を受け付けている。これについては何度か各庁を通じて各弁護士会に周知している。

○：所長は日々のより良い裁判とか実務の運営のため、情報収集のアンテナを張りめぐらしており、問題のある事象があれば面談をするなどして、その後の対応等を見ながら年に1回の人事評価に反映させている。

○：これまでの外部情報の量や範囲について何も問題は感じていない。情報が多くあればいいのではなく、審議の時にヒントとなる、刺激する意見があればいい。これまで、私たちは責任を持って審議してきており、考えなければならぬと思うことは考え、公平にやってきたと思う。情報収集のやり方やこれまでやってきた判断については間違っていないと思う。ただ、

弁護士の意識が原因で外部情報が寄せられていないのであれば問題であり、弁護士会には努力してほしい。

- ：大阪，福岡，仙台での地域委員の意見は，弁護士は所属する単位会に対応する裁判所だけでなく高裁管内で活動することから，有益な情報を集めるためには，範囲を高裁管内に広げたほうが良いと思うものだと思う。そうした意見に丁寧に対応する意味で，今日結論を出すのではなくもう少し時間をかけて考える必要があるのではないか。
- ：再任に関しては，10年分の人事評価の中に具体的なものが出ており，その中でよく分からないところは追加で確認もできる。外部情報はそれと併せて判断するというものであり，現状で困っている気はしない。制度の建付けがネガティブチェックであることを考えると，情報収集の範囲については広げれば良いというのではなく，少し謙抑的あるいはバランスの中で決めるべきであり，現状の範囲で足りていると思う。
- ：情報は出しているがレスポンスが悪い時には，どこかで情報が遮断されているか，もともとレスポンスする必要がないと考えられているかであろう。各弁護士会は会員にどういう形で情報を流しているのか。範囲を広げても情報が伝わらなければ同じことの繰り返しになる。
- ：一般的な話として申し上げますと，各弁護士会は地域委員会から送られた依頼文書を会員全員にそのまま流している。特に大阪の地域委員会は返信用の封筒と一緒に流している。ただ，それに対して弁護士は弁護士会から来る資料が他にもすごくたくさんあることもあってか，興味があるもの以外はきちんと読まずに処分してしまうことが圧倒的に多い。また，制度についてよく理解している弁護士は少ないから，レスポンスが非常に悪いというのが実態だと思う。
- ：例えば，返信用封筒を入れているところでは他よりもレスポンス率が良いのか。
- ：承知している範囲では有意な違いはないと思う。

○：そうすると弁護士の意識が同じであれば範囲を広げても意味がない。

○：制度をより良くしたいというのは全くそのとおりだが、それが情報が多
いほうがよいということにつながるかという点で考え方が分かれている。
他の委員からもあったようにバランスを取る必要がある。一つは内部評価
の集積と外部情報をどう集めるかということとのバランスであり、もう一
つは情報収集の範囲を広げることによりかかるコストと効用とのバランス
である。最後はどうしても分からないところが出てくることもあるが、各
委員が与えられた情報の中で最大限考え抜いて議論しながら決めていくこ
とにこの委員会の価値がある。基準や運用を変えることによるマイナス面
は慎重に考慮すべきである。

■：もともとこの制度はネガティブチェックなので、弁護士から何も情報が出
てこないというのは制度の運用としてはむしろ望ましいとも言える。一方
で、もし問題がある裁判官がいればどんどん情報を出していただきたい
というのが制度の趣旨で、数はそう問題ではないということではなかった
かと思う。その上で、情報収集の範囲はこのあたりが妥当だということに
なった。これまでの例でも、弁護士のほうでこの裁判官を再任するのはよ
くないと考えている候補者については情報が出てきており、数の問題では
ないと思う。少なくとも最近では、情報が少ないから判断に迷ったというケ
ースはないと記憶している。

ここまで現状の外部情報で量的に不足しているかどうかについて議論し
ていただいたが、これと併せて情報の質的充実についても検討する必要が
ある。この点に関する現状等について庶務から説明してもらい、委員のご
意見をうかがうこととしたい。

●：まず、弁護士からの情報提供の方式、方法については、当委員会から毎回
要請しているにもかかわらず、段階評価式アンケートによる情報提供や、
弁護士会による情報の取りまとめが繰り返されており、東京地域委員会では
このことに関する議論が継続されているほか、最近も東京地域委員会や

広島地域委員会宛てに新たな書式による情報が提出されるなどしているところである。一方で、福岡地域委員会においては、地域委員等から、福岡地域委員会では段階評価式アンケートによる情報提供や弁護士会による取りまとめは行われていないので、各弁護士会への周知依頼書面にこれに関する記載をするのはやめてはどうか、弁護士が情報を提供しやすくするために、宛て先（地域委員会）が印刷された料金後納（別納）郵便の封筒を配布してはどうかとの提案があったとのことである。また、検察官からの情報提供に関しては、昨年12月4日の当委員会で、組織的な情報収集が行われたのではないかが懸念されるとの指摘があった。検察庁に対しては、平成18年に次席検事により部下の検察官からの情報の取りまとめが行われた際に、第25回当委員会において、組織的な情報が提供されたことを伝え、部内で当委員会の考え方の周知徹底を図る措置を講じてもらうこととしたところであるが、今回、各地域委員会に確認したところ、ほとんどの地域委員会において、情報受付の周知を依頼する際、検察庁宛ての文書には、「取りまとめが相当でないこと」を明記していないことが分かった。

○：昨年12月4日の当委員会で指摘があったのは決裁官からの情報提供であった。現在の検察庁では、決裁官はプレイングマネージャーとして法廷に立ち会ったり、指導のため法廷を傍聴していることが多いが、そこで見聞したことを個人として情報提供することに問題はない。自分が体験したことを基本とすべきであるが、それに加えて適性に関わる情報を提供する根拠として、部下から報告を受けた伝聞情報についてもいわば補強証拠のような形で入れることが可能かという問題提起をしたい。

○：伝聞については例外だと言っているが、それが実は主流になるとまさに本末転倒となってしまうのではないかと思う。

○：組織的な関与が疑われる場面は少ないほうがいいから、傍聴席にいた場合も含め自分が直接体験した事実を提供してもらうべきである。

○：情報提供は個人的に体験したことに限定するという趣旨が入るほうがよ

いのであれば、弁護士会も検察庁も同じような文言を入れて、アンダーラインを引くなどするのが分かりやすいと思う。

- ：段階評価式アンケートについては、アンケートの結果、平均点が3.5点でしたと言われても、抽象的で判断の役に立たないから、そのようなものはほしくない。今は、具体的な事実が記載されていれば参考にしているが、今後は、具体的な事実が併せて記載されている場合も含めて、一切使用しないとするとも考えられる。
- ：弁護士の間では、指名諮問委員会制度と人事評価制度と弁護士会独自のアンケートの違いについて、一生懸命説明しても区別して理解されていないという問題がある。私としては、指名諮問委員会には具体的な情報を出してくれと話しているが、なかなか徹底されない。東京三弁護士会と横浜弁護士会については、依頼とは異なる方法、形式での情報提供が行われたことに関して働き掛けが行われているようなので、今後の状況を見ていただきたい。それから、広島弁護士会と第一東京弁護士会の新たな書式の件については、私も「何だこれは」と思ったので確認した。広島弁護士会については、弁護士会全体として行ったのではなく、当委員会にたくさんの情報が行くようにまず裁判官に対する評価を考えることになったが、その評価項目について内部で意見の違いがあったことから、会員全員に対してではなく、限られた範囲で試行し、項目を考えようというものであったのに、それが何を間違えたのか地域委員会に出されたということであった。第一東京弁護士会については、昨年、何を間違えたのかよく分からないが、段階評価式で具体的に記載する欄が小さいものを作った上、弁護士会で取りまとめたいいとの誤解もあったようで、第一東京弁護士会宛てというものを出したようであるが、これについては問題があるというのを人を介して伝えたので、今後どう変わるのか見ていただければと思う。
- ：検察官も弁護士も情報提供する一番強い動機付けは自分が接し、また見聞した事件で、ああいう裁判官は困ると思うというのが一番であって、周

知とか一般的な情報提供というのは補助的なものだと思う。自分が経験した限りでは、情報は相当出ていると思われ、面的な面でも、時間軸の面でも範囲を広げる必要はない。

○：今の時点ですぐに変える必要はないが、地域委員から出ている意見も踏まえながら検討課題として引き続き考える機会を与えていただければと思う。

●：今回も情報収集を行わなければならないので、確認をお願いしたい。本日は、委員からの問題提起に加え、地域委員会から出ている意見も踏まえて議論していただき、再任の関係で、現状において、外部情報が量的に不足していて再任の適否の判断に支障を来しているところはなく、今まで検討を積み上げてきた情報収集の範囲についての取扱いを現時点では変更する必要はない、ただ、緊急に対処すべき事項として、一つは、弁護士会による取りまとめや段階評価式アンケートによる情報収集が依然として繰り返されていることは問題であり、当委員会の考え方の周知をこれまで以上に徹底しなければならないということ、もう一つは、検察庁について、弁護士会に情報の取りまとめは相当ではないと言っていることとの並びで、周知を改めて行う必要があるということ、が確認され、その上で、それらの実施状況なども踏まえながら、制度をより良くする観点から、今まで積み上げてきたところについて何か制度的な欠陥があるのかどうかを、もう少し時間をかけて考えていくこととされたということであったかと思われるが、いかがか。

■：そのとおりであると思われる。以前から懸案になっている情報の質を確保するため、その趣旨をきちんと理解していただくのが先決であり、そうしていただかないと、いくら範囲を広げても適切な情報が集まるとは思われない。現状の情報量で再任の可否の判断に不十分で支障を生じている状況にはなく、情報収集の範囲について現時点で変更する必要はない。弁護士からの情報について組織的な取りまとめや段階評価式アンケートが繰り返

返されていることは問題であり，そのような情報はもう取り上げないようにすることも考えられるが，一気にそこまではせず，まずは弁護士会において当委員会の考え方の周知を徹底し，制度についての理解が深まるようにしていただきたい。以上のように取りまとめることとしたい。

なお，弁護士任官についても，情報の量や質について考える必要があると思うが，時間の関係もあるので，また折を見て検討することとし，今回の情報収集の方法は従来どおりとする。

(2) 次回の予定について

次回の委員会は，7月6日（水）午後1時15分から開催され，平成28年下半期の判事任命（再任）候補者及び同年10月期の弁護士任官候補者について審議することとなった。

以 上